

西尾市印刷製本契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本及び明細書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする印刷製本の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の印刷製本（以下「印刷製本」という。）における契約の目的物（以下「印刷物」という。）を契約書記載の納品期限（以下「納品期限」という。）内に納品し、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 納品を完了するための一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。

9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、印刷物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あら

かじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（特許権等の使用）

第4条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、印刷製本の方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、印刷製本の方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（仕様書等不適合の場合の修補等）

第5条 受注者は、印刷製本の内容が仕様書等に適合しない場合において、発注者がその修補等を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは納品期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第6条 受注者は、印刷製本の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、見本及び明細書等に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等仕様書等に示された人為的な履行条件と実際の履行条件が一致しないこと。
- (5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後7日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、仕様書等の訂正又は

変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し仕様書等を訂正する必要があるものは、発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し仕様書等を変更する場合で印刷物の変更を伴うものは、発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し仕様書等を変更する場合で印刷物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により仕様書等の改定又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは納品期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第7条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認められるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは納品期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(印刷製本の中止)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、印刷製本の中止内容を受注者に通知して、印刷製本の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により印刷製本を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、納品期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が印刷製本の続行に備え印刷製本の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約の履行に係る受注者の提案)

第9条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、納品期限又は請負代金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による納品期限の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により納品期限内に印刷物を納品することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納品期限の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めたときは、納品期限を延長しなければならない。発注者は、その納品期限の延長が発注者の

責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金について必要と認める変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による納品期限の短縮等)

第 11 条 発注者は、特別の理由により納品期限を短縮する必要があるときは、納品期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により納品期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する納品期限について、受注者に通常必要とされる納品期限に満たない納品期限への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(納品期限の変更方法)

第 12 条 納品期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が納品期限の変更事由が生じた日（第 10 条の場合にあつては、発注者が納品期限変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が納品期限変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 13 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第 14 条 印刷物の引渡し前に、印刷物又は材料について生じた損害その他印刷製本の履行により生じた損害（次条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 32 条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第 15 条 印刷物の引渡し前に、天災等（仕様書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）により、重大な損害を受け、印刷物の納品が不可能となったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、発注者が明らかに損害を受け、これにより印刷物の納品が不可能となったことが認められる場合は、受注者からの契約解除の請求を承認するものとする。

（請負代金額の変更に代える仕様書等の変更）

第 16 条 発注者は、第 4 条から第 11 条まで又は第 14 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第 17 条 受注者は、印刷物を納品したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、印刷物の納品を確認するための検査を実施しなければならない。

3 発注者は、前項の検査に合格した後、受注者が印刷物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該印刷物の引渡しを受けるものとし、所有権は、引渡しを完了したときから発注者に移転するものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該印刷物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、印刷物の納品が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補等適切な措置を行い発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補等適切な措置を納品とみなして前 4 項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第 18 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 5 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することが

できる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分引渡し）

第 19 条 印刷物について、発注者が仕様書等において印刷物の納品期限に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の印刷物を納品するときについては、第 17 条中「印刷物」とあるのは「指定部分に係る印刷物」と、同条第 4 項及び前条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、この印刷製本の一部が完成したときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 17 条中「印刷物」とあるのは「引渡部分に係る印刷物」と、同条第 4 項及び前条中「請負代金」とあるのは、「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前 2 項の規定により準用される前条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前 2 項において準用する第 17 条第 2 項の検査を実施した日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（第三者による代理受領）

第 20 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払い請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 18 条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（部分引渡しに係る請負代金の不払いに対する印刷製本の中止）

第 21 条 受注者は、発注者が第 19 条において準用される第 18 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、印刷製本を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が印刷製本を一時中止した場合において、必要

があると認められるときは、納品期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第22条 発注者は引き渡された印刷物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、印刷物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 印刷物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の規定による修補又は履行の追完の請求は、第17条第3項又は第4項（第19条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

4 発注者は、印刷物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は履行の追完の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 第1項の規定は、印刷物の契約不適合が仕様書等の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容又は発注者の指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

6 第1項及び第2項の規定は、発注者による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第23条 受注者の責めに帰すべき事由により、納品期限内に印刷物を納品することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から第19条に規定による部分引渡しに係る請負代

金額を控除した額(1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は切り捨てる。)につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した額とする。

3 前項の損害金に 100 円未満の端数があるとき、又は損害金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第 18 条第 2 項(第 19 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 24 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、納品期限内に印刷物を納品する見込みが明らかでない認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 第 29 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為に係る措置)

第 25 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行

為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（暴力団等排除に係る措置）

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第 27 条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者への報告及び警察へ被害届を提出しなければならない。

2 発注者は、受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、西尾市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

(発注者の解除)

第 28 条 発注者は、印刷物の納品が完了するまでの間は、第 24 条第 1 項、第 25 条及び第 26 条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、第 25 条及び第 26 条の規定による契約の解除において、受注者に損害を及ぼしても発注者はその責めを負わない。

(受注者の解除権)

第 29 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 7 条の規定により仕様書等を変更したため、請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 8 条の規定による印刷製本の中止期間が、契約締結日から納品期限までの期間の 10 分の 5（契約締結日から納品期限までの期間の 10 分の 5 が 6 か月を超えるときは、6 か月）を超えたとき。ただし、中止が印刷製本の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の印刷物の納品が完了した後 3 か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 30 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、第 19 条の規定に基づき引渡しを受けた印刷物（以下「既履行部分」という。）がある場合は、既履行部分を検査

の上、当該検査に合格した部分に相応する請負代金相当額を、第 18 条の規定により請負代金額を支払うものとする。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第 31 条 受注者は、第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、第 25 条第 1 号から第 3 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 受注者は、第 25 条第 1 項第 4 号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。

(1) 第 25 条第 1 項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。

(2) 第 25 条第 1 項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行なっていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(保険)

第 32 条 受注者は、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 33 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで契約日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約日における

支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第 34 条 この約款に定めのない事項については、西尾市契約規則（昭和 39 年西尾市規則第 29 号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この契約約款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この契約約款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この契約約款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この契約約款は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この契約約款は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この契約約款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この契約約款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。